

許可番号 03810005770

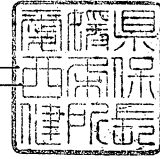
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 愛媛県新居浜市船木4336番地2
氏名 酒井興産株式会社
代表取締役 酒井 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠



許可の年月日 平成28年 3月 4日
許可の有効年月日 平成35年 2月22日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん 以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地 愛媛県新居浜市阿島一丁目6番35号

(面積) 24㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上12種類

(積替えのための保管上限) 14㎡

3. 許可の条件

該当事項なし

(裏面に続く)

(裏 面)

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|-------|---------------|
| ○当初許可 | 平成 6年 2月 23日 |
| ○更新許可 | 平成 11年 2月 23日 |
| ○更新許可 | 平成 16年 2月 23日 |
| ○更新許可 | 平成 21年 2月 23日 |
| ○変更許可 | 平成 23年 7月 12日 |

(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類の2種類について石綿含有産業廃棄物を追加。積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)以上3種類を追加。)

- | | |
|-----------------|---------------|
| ○優良基準適合確認 | 平成 23年 8月 8日 |
| ○代表者変更(旧:酒井 築郎) | 平成 27年 6月 12日 |
| ○更新許可(優良基準適合認定) | 平成 28年 3月 4日 |

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無